

質疑応答

株式会社全銀電子債権ネットワーク
(でんさいネット)

2023年1月

質疑応答

- これより、本日のセミナー中にいただいた質問と回答を紹介します。

質疑応答

- 2022年度オンラインセミナーの「質疑応答」に寄せられた質問と回答を下記に掲載いたしますので、ご参照ください。

質問	回答
手形・小切手は交換日に資金が入金され受取企業の預金残高に反映されますが、実際に資金を利用できるのは翌銀行営業日以降です。でんさいは支払期日から資金を利用できますか？	でんさいの場合、受取企業は支払期日に入金され次第資金を利用できます。 実際の入金時刻は、支払企業の資金準備状況や金融機関によって異なるため、取引金融機関へお問い合わせください。
今までは手形を割り引いて資金繰りを行っていたのですが、でんさいではどのようにすればいいですか？	手形割引の場合と同様でんさい割引として支払期日前に資金化することが可能です。詳しい取扱いについては取引金融機関へお問い合わせください。
新チャネル（2024年中の提供開始を予定）を利用する場合、どうしたら利用できるのでしょうか。	新チャネルは現行チャネルと同様に、利用申込や資金決済は取引金融機関で行います。 新チャネルの利用画面はでんさいネットが提供し、IB契約は不要です。
新チャネル（2024年中の提供開始を予定）を取引先に案内したいと考えています。新チャネルは、新チャネル同士でしか取引できないのでしょうか？	現行チャネル・新チャネルともに取引先のチャネルを問わずにでんさいを利用できる仕組みとする想定です。そのため、 自社と取引先が異なるチャネルを利用する場合でもでんさいを利用できます。

質疑応答

- 2022年度オンラインセミナーの「質疑応答」に寄せられた質問と回答を下記に掲載いたしますので、ご参照ください。

質問	回答
このセミナー動画は、後から見る事が可能なようにどこかに格納されますでしょうか？	後日（1か月後を予定）、でんさいネットのYoutubeチャンネルに掲載予定です。
現在、取引先が振出した紙の手形をでんさいに変更することはできますか。	取引先が既に振出した紙の手形をでんさいに変更することはできません。 紙の手形からでんさいに移行する場合は「●年●月以降」のように期日を区切り、取引先にご案内ください。
取引先に小切手を振り出していますが、でんさいを利用することは可能でしょうか？	小切手と違いでんさいの場合には、支払期日を定める必要があり、発生日から支払期日まで3銀行営業日が必要です。小切手を取引先に振り出す場合、 取引先が小切手を受領してから資金化されるまでの期間が3銀行営業日以上であれば、でんさいを利用することも可能です。 なお、3銀行営業日未満の期間での対応が必要ということであれば、インターネットバンキングでの振込による代替が考えられます。

質疑応答

- 2022年度オンラインセミナーの「質疑応答」に寄せられた質問と回答を下記に掲載いたしますので、ご参照ください。

質問	回答
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要ですか？	複数の金融機関ででんさいの利用をされたい場合は、 金融機関ごとに利用契約 をする必要があります。なお、お客さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されますので、複数の金融機関で契約をされる場合は、同一の利用者番号をお使いください。

<例えば、これまででんさいをA銀行の口座で受け取っていたが、今後はB銀行の口座で受け取りたい場合>

B銀行ででんさいの利用契約を完了後、取引先には**利用者番号とB銀行の決済口座情報**を通知しましょう。なお、B銀行ででんさいの利用契約をされる際、A銀行でお使いの利用者番号をB銀行でもお使いください。

質疑応答

- 2022年度オンラインセミナーの「質疑応答」に寄せられた質問と回答を下記に掲載いたしますので、ご参照ください。

質問	回答
支払企業から受取企業に送付する案内状サンプルはダウンロード可能ですか。	でんさいネットウェブサイトの「導入サポート」から、 利用状況に合わせた案内状サンプルをダウンロードすることが可能です。 また「各種資料ダウンロード」からも確認可能です。 案内状の記入例も掲載 していますので是非ご参照ください。

でんさいネット
全国銀行協会の電子債権記録簿
全国電子債権ネットワーク

検索 参加金録機能一覧を見る 契約者さま活用ガイドを見る

ホーム でんさいとは 事例紹介 導入サポート ご検討からご利用開始まで よくあるご質問

ホーム > 導入サポート

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用

支払方法変更に関する案内状

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への
サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

[【詳細版】ダウンロード](#)

[記入例はこちら](#)

「案内状サンプル」はこちら。

- 支払利用者向け
- 受取利用者向け
- 各種サンプル（記入例）をご用意しています。



質疑応答

- 2022年度オンラインセミナーの「質疑応答」に寄せられた質問と回答を下記に掲載いたしますので、ご参照ください。

質問	回答
<p>現在、X社から手形を受け取り、Y社へ裏書譲渡しています。でんさいは手形と同様に裏書譲渡することはできますか？</p> <p>また、裏書譲渡の操作はどのような手順でしょうか。</p>	<p>手形の裏書譲渡のようにでんさいも譲渡することが可能です。ただし、譲渡先もでんさいの契約をしていることが必要です。また、でんさいは分割して一部を譲渡することや取引金融機関へでんさい割引に出すことも可能です。</p> <p>X社がY社に行う譲渡記録請求の操作は以下の3つの手順です。</p> <ul style="list-style-type: none">●対象債権の検索●譲渡情報の入力●上席者の承認 <p>でんさいの譲渡は、支払期日の3銀行営業日前の日までを記録日として譲渡記録請求を行う必要があります。なお、操作方法について詳しくお知りになりたい方は、取引金融機関にお問い合わせください。</p>

質疑応答

- 当会社のウェブサイトに寄せられるよくある質問と回答を下記に掲載いたしますので、こちらをご参照ください。

質問	回答
期日振込とでんさいの違いを教えてください。	指定した期日（支払期日）に、支払先の口座（決済口座）に資金が振り込まれるという点では同様です。でんさいは、譲渡記録により他の利用者に譲渡することが可能であり、取引先に譲渡して商品代金の支払に充てられる点、金融機関に譲渡して割引（資金化）することが容易である点や、でんさいを発生させた時点で受取企業に支払期日および金額等が通知される点が期日振込との大きな違いです。
でんさいの利用を開始するための手順を教えてください。	最初に、取引金融機関に利用の申込をしてください。その後、取引金融機関における一定の審査、利用契約締結等を経て、でんさいが利用できるようになります（具体的な必要書類や手順については、取引金融機関にお問い合わせください）。
取引先がでんさいを利用していませんが、でんさいで支払うことはできますか。	取引先がでんさいを利用していない場合は、でんさいで支払うことはできません。でんさいで支払をするためには、支払側だけでなく、受取側（債権者、譲受人等）も利用者になる必要があります。
でんさいの利用料金を教えてください。	でんさいの利用料金は、料金体系も含めてそれぞれの金融機関が定めておりますので、取引金融機関にお問い合わせください。